

## B 整備基準の解説

I	整備マニュアルの見方	20
II	整備基準の解説	23
	建築物に関する整備基準	
1	出入口	24
2	廊下	26
3	階段	32
4	昇降機	36
5	便所	40
6	駐車場	44
7	敷地内の通路	46
8	観覧席及び客席	50
9	客室	52
10	浴室	54
11	更衣室及びシャワー室	56
12	授乳場所及び遊び場	58
13	改札口及びレジ通路	60
14	公衆電話台	62
15	券売機	64
16	カウンター及び記載台	66
17	案内表示	68
18	緊急時の設備	70
	建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準	
1	改札口	74
2	通路その他これに類するもの	76
3	階段	78
4	昇降機	80
5	便所	82
6	乗降場	84
7	案内表示	86
	道路に関する整備基準	
1	歩道その他これに類するもの	88
	公園に関する整備基準	
1	出入口	94
2	園路	96
3	便所	100
4	駐車場	102
5	案内表示等	104
	建築物以外の路外駐車場に関する整備基準	
1	出入口	106
2	車いす使用者用駐車施設	108
3	駐車場内の通路	110

# I 整備マニュアルの見方

整備マニュアルは、整備項目ごとに「基本的な考え方」、「整備基準」、「さらに望ましい基準」、「解説」、「配慮事項」及び「具体例」で構成しています。

## 基本的な 考え方

その整備項目の特性と整備の原則を述べています。既存部分を改修する場合などで必ずしも「整備基準」によることが出来ない場合も、この整備の原則に近くなる方法を検討してください。

## 整備基準

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則で規定している整備基準であり、公共的施設を適合させるよう努めなければならない基準です。

## — さらに望ましい基準 —

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則で規定しているユニバーサルデザイン適合証を交付する場合の基準であり、「整備基準」が現状を踏まえた、物理的障害を除去するために必要な基準であるのに対して、ユニバーサルデザイン施設整備基準として整備を求めているものです。

## 解説

整備基準を解説したものです。

## 配慮事項

整備にあたって参考になる事項や注意を要する事項であり、きめ細かな配慮が求められる事項です。

## 具体例

内容の理解を容易にするため、図解や事例を掲載したものです。また、「整備基準」で定めている項目や数値は「●」印をつけて色付きで印字しています。「ユニバーサルデザイン施設整備基準」として定めている項目や数値は「◇」印をつけて印字しています。

整備項目の特性と整備の原則

● 条例により適合するように整備を求めている基準

◇ ユニバーサルデザイン施設に適合するために整備すべき基準



項番号

出入口

基本的な考え方

玄関等の出入口は、誰もが利用するものですから、車いすを使用する人を含み、身体に障害のある人も通過できる構造にすることが求められます。

整備基準

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者の利用に供する各室（4の項①に規定する公共的施設以外の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に閉閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ユニバーサルデザイン施設整備基準

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用する室の出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。  
イ 一以上の直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を120センチメートル以上とすること。

ウ 戸を設ける場合は、次に定める構造とすること。  
ウイ 幅を内法で120センチメートル以上とする直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口は自動的に閉閉すること。  
ウロ その他の出入口は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。  
ウハ 各室の出入口の戸は、開閉により当該戸の一部が面下等の当該戸がある側の壁面を越えない構造とすること。

解説

- ① 直接地上へ通ずる出入口とは、玄関等の出入口です。
- ② 駐車場へ通ずる出入口とは、例えばショッピングセンターの屋上駐車場がある場合にショッピングセンター一部分から当該駐車場へ通ずる出入口のことです。
- ③ 不特定かつ多数の者の利用に供する各室の出入口とは、施設の利用者が利用できる各室の出入口です。避難階以外に存する場合でエレベーター等の乗降施設又は、停止しない階であることにより車いす使用者が利用できないときは適用を除外することとしています。
- ④ 出入口の幅80センチメートルは、車いす使用者が通過できる寸法です。
- ⑤ 戸は、一般に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易ですが、重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースがない開き戸並びに回転戸は使用が困難です。
- ⑥ 車いす使用者が通過する際に支障となる段とは、車いす使用者が素に通過できる仕様の段（例えば高低差が1センチメートル程度で丸みを付けた段）以外のものが該当します。

解説

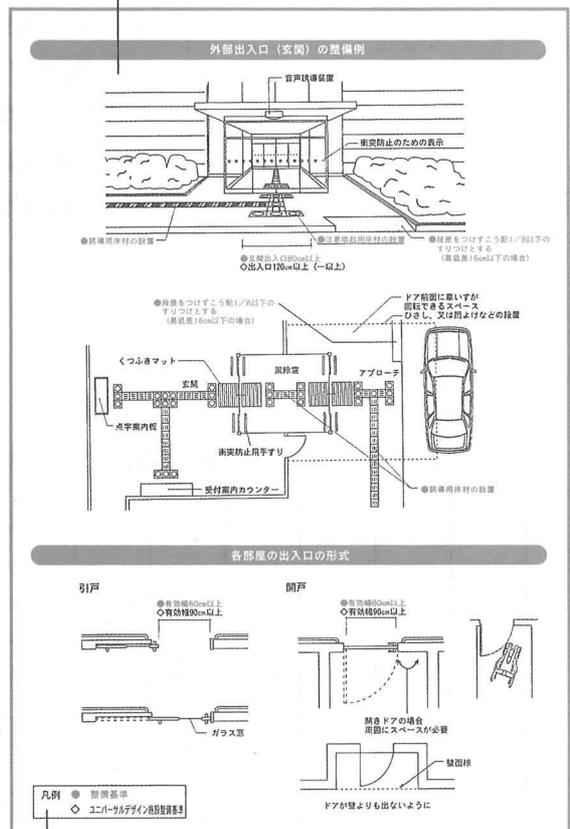
- ⑦ 自動ドアの開閉駆動装置の感知域は、車いす使用者の通行に支障がなく作動する範囲としてください。
- ⑧ 引き戸は、上吊り形式が望まれますが、戸車を用いる場合は増設型のレールとしてください。

24

整備基準の解説

参考事項や注意事項等の配慮事項

基準等を図によって解説しています



25

解説図内の記号の説明

## 整備基準における寸法の基本的な考え方

整備基準やさらに望ましい基準において定められている出入口、通路、階段等に係る寸法の基本的な考え方

80センチメートル	車いすで通過できる寸法
90センチメートル	車いすで通過しやすい寸法
120センチメートル	通路を車いすで通行できる寸法 通路を車いすで通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法
140センチメートル	松葉づえ使用者が円滑に通過できる寸法
150センチメートル	車いすが転回（180° 方向転換）できる寸法 車いすが回転できる寸法（360° 回転） 人が横向きにならずに車いすとすれ違える寸法
180センチメートル	松葉づえ使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法 車いすが回転しやすい寸法 車いす同士がすれ違いやすい寸法

高さの基本寸法（成人男性の場合の参考寸法）

